大気汚染・水質汚濁など 24工場と公害防止細目協定

低いおう化・クローズドシステム化採用

市は、市内の主要二十社二十四工場と公害防止協定の細目協定を結ぶ交渉を続けてきましたが、昨年暮に、全工場との間に締結ができました。

市はすでに市内主要企業と公害防止基本協定を結んでいます。この細目協定は、これにもとづいて、工場ごとの具体的な防止計画や規制基準を決めたものです。

細目協定は、大気汚染と水質汚濁などの防止をめざして、いおう分の高い重油から低いおう重油に切りかえ、水については、省資源化の方向にそって、クローズド・システム（再循環方式）を採り入れることを基本にしています。

三年がかりで進められてきた細目協定の締結によって、新潟市の公害行政は大きく前進したといえます。

具体的な内容は次のとおりです。

〈大気汚染関係〉

いおう酸化物 使用原燃料の重油の使用総量をおさえ、いおう分〇・八〜二・〇の低いおう重油に切りかえさせます。そして全工場合計でこれまでよりいおう酸化物の総排出量を二十二㌫減らします。協定の規制は工場によって多少の差はありますが、国の基準の半分近くの数値になっています。

ばいじん 協定により、排出量を法規定の五十五㌫程度におさえます。

緊急時対策大気汚染注意報の発令された場合の操業カットの方法、カット率を定めました。

〈水質汚濁関係〉

協定で対象とされるのは、SS（浮遊物質）BOD（生物化学的酸素要求量）ふっ素含有量、油分、COD（化学的酸素要求量）シアンの五項目で、法基準より大幅に厳しい数値で規制されています。これにより、協定前より、汚濁負荷量が約四十㌫減ることになります。そして、今後、使用水クローズド化により、さらに河川の浄化をはかっていきます。

〈騒音関係〉

県条例の基準以内に止めるようにし、工業専用地域も、工業・準工業地域なみにするよう努力させます。

〈悪臭関係〉

北越製紙・三菱ガス化学との協定で、初めて悪臭排出数値を定めました。

〈廃棄物関係〉

有害物質を含む廃棄物は、廃棄のつど、分析表を提出させます。また、心要のある場合、埋立地周辺の飲用水の検査を命じます。

〈報告関係〉

二カ月に一回、企業は、重油使用量、ばいじん、水質について（騒音は六か月ごと）測定成績を市に提出します。また、水質については、六か月ごとに、公的な試験機関のチェックを受けなければなりません。

〈立ち入り権〉

大気汚染発生源の工場に対する規制は、知事の権限ですが、協定により、市も緊急時立ち入り権をもつことになります。

スポーツで寒さをふきとばそう

各種スポーツ教室

寒さの身にしみるきょうこの頃ですが、スポーツで寒さをふきとばそうではありませんか。

市では、そうした人のために、冬季スポーツ教室など、各種の事業を開きますのでふるってご参加ください。

スポーツ教室

〈バトミントン〉

▼**期日** 一月二十四日・二十七日・二十九日・三十日・二月三日・五日・六日

▼**対象** バトミントンをやりたい市民はどなたでも。（ただし、高校生以下はご遠慮ください）

▼**定員** 八十人

▼**場所** 市体育館

▼**時間** 午後六時半〜九時

▼**持ち物** ラケット

〈卓球〉

▼**期日** 二月十七日・十八日・十九日・二十一日・二十四日・二十六日・二十八日

▼**対象** 卓球を愛好する一般市民 ただし、高校生の参加は認めません。

▼**定員** 八十人

▼**会場** 市体育館

▼**時間** 午後六時半〜九時

▼**持ち物** ラケット

〈申し込み〉

氏名・年令・住所を、電話で市教育委員会体育課、スポーツ教室係（☎66—八一一一〜二番）へお申し込みください。

東地区 ママの若返り教室練習会

東地区のママさんを対象に次のとおり、卓球・バトミントンの練習会を開きますので、多数ご参加ください。

▼**期日** 一月十七日・二十四日・三十一日

▼**時間** 午前十時〜正午

▼**会場** 電々体育館（山木戸五）

※定例の東地区の「ママの若返り教室」は二月七日より再開する予定です。

松浜地区 スポーツのつどい

市の巡回スポーツ車「青空にのびよう号」の定期巡回を次により再開いたします。

松浜地区の皆さん、レクリエーションをかねて、スポーツを大いに楽しみましょう。

▼**期日** 一月二十三日（木）より毎週木曜日

▼**時間** 午後六時半〜八時半

▼**会場** 松浜小学校体育館

▼**種目** 体力側定・トランポリン・卓球・バトミントン・バレーボール

▼**持ち物** 運動靴・運動できる服装

▼**入口** 正面児童玄関

▼**お願い** 夜間につき高校生以下の参加はご遠慮ください。

卓球の技術向上に意欲をもやすママさんたち

ネズミ退治 最後の追込を

十一月十日から始められた全市一せいネズミ駆除運動は十二月十日で第一次の駆除期間が終了しました。捕そ成積は昨年の同時期を約二万三千匹も上まわる二万七千四十四匹の成果をあげました。

第二次は二月一日〜十五日までの間実施しますが、この期間中、最も大きなネズミを退治した人に住みよい郷土建設協会から大物賞が贈られます。二百五十㌘以上のネズミを捕られた方は最寄りのネズミ駆除相談室へご連絡ください。

税金の還付 申告をお早く

昭和四十九年分の所得税の確定申告は二月十七日から三月十五日までですが、税金の還付を受けるための確定申告は二月十六日前でも受け付けています。早く申告すれば税金の還付も早くなります。

確定申告をすれば税金が還付される人は、源泉徴収された利子、配当、原稿料などの収入が少なくその他の所得も少ない人。給与所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅取控除などが受けられる人です。詳しくは税務署へ。

新らしい 民生委員 児童委員 (2)

あなたのお住いの地区を担当する新しい民生委員（児童委員を兼ねる）は次の方がたです。

なお、氏名・住所・担当区域の順です。

〈関屋二地区〉

▼佐藤信一郎（関屋田町二）関屋田町一▼早川義雄（関屋田町三）関屋田町三▼高見キエ（関屋田町四）関屋田町四▼大谷ミサホ（学校町三）学校町三（一・二区）▼安達貫一（学校町三）学校町三（三・六区）▼会沢源一郎（関屋本村町二）関屋本村町一（上地区）▼小島ミエ（学校町三）学校町三（四・五区）▼刈谷広吉（関屋本村町一）関屋本村町一（下地区）▼寺田知恵（金衛町一）昭和町一・金衛町一（金衛町線北側）▼日浦チエ子（金衛町一）金衛町（金衛町線南側）▼南雲キク（金衛町二）金衛町一（浜手側）・金衛町二▼小林伸（浜松町）浜松町▼田沢秀次（浜浦町一）浜浦町一▼小池トミ（浜浦町二）浜浦町二▼鈴木大光（関屋金鉢山）金鉢山町・御船蔵町▼泉福次（汐見台二）汐見台団地（遊園地左側）▼石川和子（汐見台二）汐見台団地（遊園地右側）

〈鏡淵地区〉

▼高橋辰意（医学町通）旭七ケ町東部全部▼中野良三（学校町二）学校町二（一・二・三区）▼高橋重治（学校町二）学校町二（七区）▼鈴木庄助（白山浦一）白山浦一東四・五・六区・川岸町一▼吉沢正一（学校町二）学校町二（四・五・六区）▼浜田美代（水道町二）旭水六区▼岩渕トシ（東中通一）旭七ケ町西部全部▼瀬谷美代野（水道町二）旭水三・四・五区▼櫛谷ミ子（白山浦一）白山浦一西三・四区▼新沢博（白山浦一）白山浦一東一・二・三区▼吉沢咲（旭町二）旭水一・二区▼中村順子（白山浦一）白山浦一西一・二区

〈白山地区〉

▼野沢勇治（東堀前三）東堀前三古町三・東堀三・西堀前三▼中村済吉（上大川前五）上大川前五の西・本町五▼岡田儀雄（本町四）東堀前四・五・本町四▼若松ヒサヲ（一番堀通）一番堀通・西堀前一・二古町一▼上田巌（東堀通一）東堀一・二・古町二・東堀前一・二▼広瀬トシ（東堀通四）東堀四・西堀前四・古町四▼小泉広衛（本町通三）本町二・三▼茅野与一郎（上大川前二）本町一・川端町一・二・上大川前一・二▼渡辺久七（上大川前四）川端町三・四・五・上大川前三・四・五▼江口静（川端町五）上大川前五の東・川端町五

〈新潟地区〉

▼登石昇（旭町通二）寺裏通二東中通二・南横堀・西中町・下旭町・旭町二・旭町一の一部▼青柳量平（営所通一）営所通一▼内山ミツエ（西堀通二）西堀一・二▼桑原優（西堀通三）西堀三▼五十嵐久栄（西堀通四）西堀四・五▼長谷川しげお（古町通五）古町五・六・東堀五▼新発田秀夫（寄居町）寄居町・営所通二▼布川三郎（古町通七）西堀通五・六・七・古町七▼佐々木昇（南浜通一）・西堀六南浜通一

〈大畑地区〉

▼小島不二（西堀通九）西堀九・一〇▼服部崇昭（西堀通八）西堀七八▼児玉弓（田中町）田中町二・三区▼本間喜久子（田中町）田中町一区▼栂坂昌言（西大畑町）西大畑町一二・三区▼知野脩治（古町通九）古町九・東堀前九・東堀九・西堀九▼日野淳子（古町通八）古町八・西堀前八・東堀九▼山田竜仙（田中町）田中町四区▼中谷千代子（二葉町二）二葉町▼遠藤正雄（本町通八）本町八・本町九・東堀前八▼本間ミイ（東大畑町二）中大畑南大畑・北浜通一・東大畑町二▼児玉喜代江（西大畑町）西大畑町四・五区▼広田茂寛（二葉町三）二葉町三の一部西船見町（改良住宅）▼仁田田鶴子（二葉町三）二葉町三・西船見町（日和山団地）▼大竹逹子（二葉町一）二葉町一

〈湊地区〉

▼小原初枝（四ツ屋町一）四ツ屋町一の一▼高橋圭介（古町十二）古町十二の二古町十三の一▼大谷惣一（古町十三）古町十三の二▼石山作次郎（古町十一）古町十一西堀前十一▼小笊寿恵乃（四ツ屋町一）四ツ屋町一の二▼竹内平二（本町十二）本町十二・上大川前十二▼木戸美代（古町一〇）古町一〇西堀前一〇▼野上力（東堀一〇・十一▼小林ミヨ（東堀十三）東堀十三▼米沢文蔵（東堀十二）東堀十二▼幾野政一（古町十二）古町十二の一・西堀十一▼佐藤将男（古町十三）古町十三の三

〈栄地区〉

▼小野寿一郎（本町通十三）本町一三▼久我徳示（四ツ屋町三）四ツ屋町三▼鈴木マチ（寄合町）寄合町・寺山町・曽根町▼唐沢キミ（翁町二）翁町一・二・烏帽子町▼中島愛子（寄附町）東寄附町▼泉和一郎（本町通十四）本町十四▼青海栄司（横七番町四）横七番町四・五▼加藤永治（四ツ屋町二）四ツ屋町二▼井上ヨシ（寄附町）西寄附町▼田中ツユ（曙町）夕栄町・曙町・横六番町・東受地町▼丸山逸（横七番町三）横七の三・元下島町・鮮川岸町▼五十嵐弘次（横七番町二）横七の一・二・西受地町▼笠原リツ（寿町二）寿町一・二▼風間チイ（浮洲町）浮洲町一・二▼岩野サダ（栄町二）栄町一・二・三▼松山アヤ子（祝町）祝町・元祝町

〈入船地区〉

▼渡辺普（忠蔵町三）忠蔵町▼横山四喜（窪田町五）窪田町五・六・七▼川端義秀（稲荷町）稲荷町一・赤坂町三▼渡辺ミツ（室町一）船見町・室町一の一部・雲雀町・室町二▼鷲尾秀一（附船町二）附船町二・三・入船町四・五・六▼長谷川優（附船町一）附船町一の二区・三区▼小川光江（窪田町三）窪田町一・二・三・四▼長島誠一（室町一）山田町一・二▼田宮絢子（附船町一）附船町一の一区▼坂井ヨシ（入船町二）入船町二・三・東入船町・柳島三・四▼山本トシ（稲荷町二）東入船町一・二・入船町一▼小沢謙作（早川町二）早川町一・二・三・田町一・二▼栗山幸子（赤坂町二）赤坂町一・二

食品営業許可更新

申請を忘れずに

食品の営業許可更新について、今後個人通知を廃止します。営業者は許可期限満了前の1ヵ月以内に許可更新の申請手続きをしてください。なお、1月は山ノ下地区（河渡、大平、松崎を含む）許可更新月です。

健康相談

〈坂井輪地区〉 とき 1月16日（木）
ところ 坂井輪連絡所

〈松浜、南浜、濁川地区〉
とき 1月16日（木）
ところ 北地区事務所

〈石山地区〉 とき 1月21日（火）
ところ 石山第1団地集会室

幼児のむし歯予防

講演会と検診

最近急激に増えている幼児のむし歯は親の責任と言われています。これを予防するため、次のとおり講演会と検診を行いますのでご参加ください。

▶対象 2歳〜2歳半児をもつ家庭

▶日時と会場

講演 1月22日（水）午後7時から 東庁舎3階 沼垂図書館

検診 1月25日（土）午前10時から同11時半、東保健所母子外来

▶講師 境脩新大歯学部助教授

▶定員 100人（なお、検診は講演を受けた家庭の子どもに限ります）

▶申込 1月20日までに東保健所母子係まで電話で

当日は母子手帳を忘れずに。

離乳食講習会

日時 1月16日、23日（木） ともに午後1時半から

場所 西保健所 栄養指導室

内容 離乳期の正しい進め方
離乳期に与える食品の調理法
離乳食製品（市販品）の使い方
保健婦による育児指導

当日は、母子手帳を持参ください。

血圧の高い人の食事指導講習会

▶日時 1月24日（金） 午前10時から正午

▶会場 松浜新屋敷会館

▶内容 生活指導、食生活の注意と調理実演、質問と試食

住宅用地の移動

申告を忘れずに

住宅の敷地のして利用している場合とそれ以外では課税の取り扱いが違います

昨年1月2日から今年1月1日までの間に次のような移動があった場合で、新増築分については、家屋調査がまだ終ってない家は「住宅用地移動申告書」を今月中に提出してください。

❶住宅の新築や取りくずし❷住宅を住宅以外に変更またその逆の場合❸住宅の区画数を変更❹併用住宅の住宅部分の割合を変更❺一画地の中に2棟以上ある場合の付属建物の変更

申告者は土地所有者ですので貸付地も忘れずに。

くわしくは、市資産税課までお問い合わせください。（電話内線313〜316番）